

訪問看護ステーションいはら重要事項説明書

当事業者の訪問看護提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

法 人 名	静岡県厚生農業協同組合連合会
所 在 地	〒422-8006 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
電 話 番 号	054-284-9854
代 表 者 職	代表理事理事長
代 表 者 氏 名	荒 田 庄 治

2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	訪問看護ステーションいはら
所 在 地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町578-1
電 話 番 号	054-366-3196
管 理 者 氏 名	山 田 和 子
指 定 年 月 日	医療保険 平成 9年 10月 1日 介護保険 平成12年 4月 1日 予防介護 平成18年 4月 1日
サ ー ビ ス を 提 供 す る 通 常 の 実 施 地 域	静岡市清水区（蒲原地区除く）

3 訪問看護サービスの目的

訪問看護は在宅で療養される方の「生活の質」を確保し、全体的な日常生活動作能力維持・回復し、住み慣れた地域社会や家庭で療養できるようにする為に、利用者の自宅を訪問して看護サービスを提供し、在宅療養生活を家族とともに支援する事を目的としています。

終末期を在宅で迎える事を望む利用者と家族が在宅療養を続けられるよう応援します。

4 事業所の職員体制等

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者/サービス提供責任者	看 護 師	1 名		1 名
サービス提供職員	看 護 師	7 名	3 名	10 名
	理学療法士	4 名		4 名

5 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日（第2・第4・第5土曜日、国民の祝日、年末年始[12月30日から1月3日]、その他理事長の定めた日、開院記念日を除く）
営業時間： 8：30から17：00（但し土曜日は12：30迄）

6 訪問看護サービス内容

サービス項目	内 容
健康状態の観察と助言	健康のチェックと助言（血圧・体温・脈拍・呼吸） 特別な病状の観察と助言、心の健康チェックと助言
日常生活の看護	清潔・食生活・排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり予防 コミュニケーションの援助
リハビリテーションの看護	体位変換、関節などの運動や動かし方の指導、肺理学療法 日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など） 福祉用具の利用相談、言語障害コミュニケーションの援助 生活の自立・社会復帰への支援
精神・心理的な看護	不安な精神・心理状態のケア、生活リズムの調整 事故防止・服薬・リラックスのためのケア
認知症の看護	認知症状に対する看護・介護相談、生活リズム調整 コミュニケーションの援助、事故防止のケア
検査・治療促進のための看護	病気への看護と療養生活の相談、床ずれ・その他創部の処置 医療機器や器具使用者のケア、服薬指導・管理 その他、主治医の指示による処置・検査
療養環境のアドバイス	住宅改修の相談、療養環境の整備、福祉用具導入のアドバイス
介護者の相談	介護負担に関する相談、健康管理、日常生活に関する相談 精神的支援、患者会・家族会・相談窓口の紹介
ケアサービス（社会資源）の相談	在宅サービスや保健・福祉サービス紹介、各種サービス提供機関との連絡・調整
ターミナルケア	痛みのコントロール、療養生活の援助、療養環境の調整 看取りの体制への相談・アドバイス、本人・家族の精神的支援

・その他 介護保険に関する相談サービス提供事業者、介護支援専門員との連携等

7 サービス利用に関する留意事項

- （１）サービス提供の開始に際しては、主治医より訪問看護指示書の交付を受けて行います。訪問看護の指示書の交付には、主治医の医療機関から医療費の請求があります。訪問看護の指示期間が終了した場合、利用の終了の申し出がない限り再交付の手続きを行います。
- （２）病状の変化や緊急時は、主治医へ連絡し指示を受けます。また訪問看護報告書を毎月作成し、主治医との連携を図ります。
- （３）サービス提供にあたっては「訪問看護計画書」作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- （４）利用者の都合、入院または介護保険施設へ入所等により、訪問看護の予定日時を変更・中止する場合には、速やかにご連絡ください。
- （５）サービス利用に際し、健康保険証・介護保険証等を確認いたします。保険証に変更があった場合には事業者にご提示ください。
- （６）訪問看護に当たり、感染予防の観点から、サービス提供前後に洗面所等を使用させていただきます。その際使用するタオル等は職員が持参いたします。

- (7) サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、緊急時に主治医等に連絡する電話等も使用させていただきます。
- (8) 当事業所は、看護学校等の実習機関となっています。サービス担当者に同行させていただきますようご協力をお願いいたします。

8 利用料金

- (1) 要支援または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度法規定により各利用者の負担割合に応じた金額となります。
- (2) 医療保険で介入の方は、医療保険証に記載された負担割合に応じた金額となります。
- (3) 支払方法

- ①サービス提供月の翌月口座振替で一括してお支払いいただくようお願いいたします。
- ②利用料金は、月末に計算し、1ヶ月分まとめて翌月初旬に請求書を郵送します。
サービス提供月の翌月指定の金融機関から18日に引き落としになります。領収書は、サービス提供月の翌々月初旬に郵送します。

9 相談窓口・苦情対応

サービス提供責任者は、次のとおりです。サービスについてのご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

責任者氏名：山 田 和 子 連絡先 電話：054-366-3196

その他市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

静岡市役所介護保険課事業所支援担当 電話054-221-1088

静岡県国民健康保険団体連合会 電話054-253-5590